

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	113	事業名	浪江町再生賃貸住宅整備事業(権現堂地区)	事業番号	(1)-5-4
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(147,047 千円) 161,081 (千円)	全体事業費	(149,559 千円) 163,593 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>J R 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 3 年余が経過した浪江町の J R 浪江駅周辺において、令和 2 年度で整理を行った事業素案に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で、帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び現在策定を進めている復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取り組みを行うこととしている。</p> <p>(事業間流用による経費の変更)(令和 5 年 2 月 16 日)</p> <p>当該事業において住宅建築基本設計を進める中で、敷地面積、建物の規模構造、隣接間隔、必要な施設等を総合的に検討したことに伴い、工期延長、延床面積が増加したことから事業費が増額となった。これにより、事業に不足が生じ、(1)-5-3 浪江町再生賃貸住宅整備事業(津島地区)より 2,512 千円(国費:2,198 千円)を当該事業に流用。</p> <p>このことから交付対象事業費は 33,146 千円(29,002 千円)から、事業費 35,658 千円(国費:31,200 千円)に増額となった。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」で帰還される町民や産業団地就業者等の新居住者向けの居住機能を先導的に整備するための設計、整備等を行う。</p> <p><令和 4 年度> 基本設計業務 35,658 千円(第 38 回申請済)</p> <p><令和 5 年度> 地質調査・解析等業務 17,358 千円(第 42 回申請済) 建築実施設計業務 28,108 千円※前金払 3 割分(第 45 回申請済)</p> <p><令和 6 年度> 建築実施設計業務 65,358 千円※残 7 割分(第 49 回申請) 確認申請手数料等 3,077 千円(第 49 回申請)</p>					

<令和7年度～>

建築工事積算業務（今回申請） 14,034千円

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

○「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。

○「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。

○「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

○安全・安心のまちづくり

○暮らしやすいまちづくり

○集う・にぎわう・つながるまちづくり

○浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	114	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(基金型)	事業番号	(1)-8-2
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(9,260,713 千円) 10,301,892 千円	全体事業費		(16,800,177 千円)
(流用を含む)		(11,474,130 千円) 12,515,309 千円			16,800,177 千円
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>JR 浪江駅周辺及び新町通りをはじめとする浪江町の既存中心市街地は、建物に対する地震被害のほか、長期間の避難による荒廃が進んでいる。現在も被災家屋等の解体作業が進んでおり、空き地の発生とともに、建物が点在するような街並みになり、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じている。</p> <p>このような折、浪江町では、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定し、「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生」を基本理念に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>既存中心市街地の再生は、浪江町復興の核として欠かせないものであり、町民の帰還を促進するためにも重要な取り組みと位置づけ、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については、本業務の実施により、浪江町中心市街地の一日も早い復興と、にぎわいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、避難指示解除から 4 年余が経過した浪江町の JR 浪江駅周辺において、令和 2 年度に策定した浪江駅周辺整備計画、令和 3 年度の基本設計に基づき、核となるエリア(先導整備エリア)で基盤整備を行うもの。</p> <p>なお、当該事業については、平成 29 年 3 月に「浪江町中心市街地再生計画」を策定するとともに、浪江町復興計画(第二次)及び復興計画(第三次)においても重要施策に位置づけ、その実現に向けた取組を行うこととしている。</p> <p>【区域面積の変更等】(第 38 回申請)</p> <p>・令和 4 年 6 月に公表した「浪江駅周辺ランドデザイン基本計画」等を踏まえ事業を推進するため、区域の面積及び土地利用計画の変更等を行った。(令和 5 年 2 月 3 日都市計画変更、令和 5 年 3 月 28 日事業認可変更)。</p> <p>【緑空間の整備内容の変更等】(第 46 回申請)</p> <p>・住民ワークショップの意見等を踏まえ、浪江駅から新町通りまでの緑空間に係る整備内容の変更、浪江駅前に地域交流施設の整備の追加等を行った(令和 6 年 3 月事業認可変更予定)。※R6.2.26 に、今回の内容では変更不要と県が判断したため、変更認可を受けていない。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町中心市街地再生計画(平成 29 年 3 月策定)に位置付けた区域のうち、町による「先導整備エリア」を設定し、基盤整備を行うもの。</p> <p>全体計画 <令和 4~8 年度>基金 一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業(浪江駅周辺地区) 16,800,177 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 用地取得2. 測量3. 面整備の実施設計4. 解体撤去工事					

5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場、浪江駅東西自由通路、地域活性化施設、交流施設等の整備

第38回申請<令和4~5年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 6,765,106千円

1. 用地取得
2. 測量
3. 面整備の実施設計
4. 解体撤去工事
5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場など面整備の一部の工事

第46回申請<令和6~7年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 4,709,024千円

1. 用地取得
2. 測量
3. 面整備の実施設計
4. 解体撤去工事
5. 宅地造成、道路、電線共同溝、駅前広場、浪江駅東西自由通路、地域活性化施設、交流施設等の整備

第50回申請<令和7年度分>基金

一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅周辺地区） 1,041,179千円

1. 緑空間整備
2. 地域活性化施設整備
3. エネルギーマネジメント配管整備

<本事業の位置づけ>

【浪江町中心市街地再生計画（平成29年3月策定）】

<基本理念>

「みんなが集い、快適な暮らしとにぎわいのあるまちなか創生～ふるさとなみえを未来につなぐ中心市街地を目指して～」

<コンセプト>

- 「帰町される町民の方々に対して」・・・中心市街地に居住する方だけでなく、帰町された町民全体、町内全域の方、事業を再開された方に、基礎的な生活サービスやコミュニティ形成の場を提供します。また、安全・安心な居住地としての役割も果たします。
- 「当面の帰町が困難な町民の方々に対して」・・・若者や次世代を担う子どもたちを含む全ての町民にとって、人とのつながりや歴史・文化に触れてふるさとを感じ、帰町される意思を高められるような中心市街地を目指します。
- 「新たに居住されるの方々に対して」・・・安全・安心な居住環境や元々の町民とのつながり等によって、継続して住みたいと思えるような中心市街地を目指します。

<目標と施策>

- 安全・安心のまちづくり ○暮らしやすいまちづくり ○集う・にぎわう・つながるまちづくり
- 浪江らしさがあるまちづくり

【浪江町復興計画（第二次）（平成29年3月策定）】

第4章 復興に向けた取組施策

施策3 住まいの再建とまちづくりの推進

《目指す姿と取組》

◆まちづくりの核となるエリアを足掛かりに町全体を再生します。

平成28年度策定の「浪江町中心市街地再生計画」を踏まえたまちづくりの推進を図るとともに、各地域の特性を踏まえた町全域の再生に向けた取組を展開します。

【浪江町復興計画（第三次）（令和3年3月策定）】

第3章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

浪江駅周辺を核とした復興を加速化させる中心市街地機能の整備に取り組みます。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

中心市街地内では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にあることから、避難指示解除後であっても、帰還町民が少なく、震災前のような街並みや賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るといふ希望を持ち続け、また町外から多くの人に訪れていただくことにより、新たなコミュニティの再構築を図るとともに、移住・定住を促進し、活気あるまちなか再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	135	事業名	一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業 (浪江駅西側地区)	事業番号	(1)-8-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	181,730 (千円)		全体事業費	181,730 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>JR 浪江駅周辺の市街地は、地震被害及び長期間の避難で荒廃したため被災家屋等の解体作業が行われた。これに伴い空き地が発生し、建物が点在する街並みとなったことで、計画的な土地利用が阻害される懸念が生じた。そのため、町では浪江町復興計画【第三次】に基づき、浪江駅を中心とした区域に、商業機能等をはじめとした賑わいの回復等につながる施設の整備を行うこととし、現在、浪江駅周辺一団地事業を進めている。その中で、令和 5 年度に浪江駅東西自由通路の整備が確定した。</p> <p>このような中、浪江町では令和 6 年 3 月に「浪江国際研究学園都市構想」を策定し、「誰もが過ごしやすいまちづくり」「浜通り・福島県の広域連携による産業振興・雇用創出」「国際的な研究環境で活躍し、復興をリードする人材の育成・確保」「伝統文化の承継と新たな浪江文化の創出」を目標に掲げ、各種施策の実施に努めている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、浪江駅西側地区において構想策定時に住民から寄せられた生活利便施設等の整備により、駅の東西で相互に機能を補完できる施設を配備し、東西の回遊性の向上につなげることで、浪江町の復興を一層加速させ、町民の帰還を促進するための重要な取り組みとなることから、スピード感をもって進めていく必要がある。</p> <p>については本業務の実施により、浪江町市街地の一日も早い復興と、賑わいのある環境の再生を目指すものである。</p>					
事業概要					
<p>本業務は、浪江町の JR 浪江駅西側地区において、企業等からの事業提案を具体化し、基盤整備等の基本設計および都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p>なお、当該事業については、浪江町復興計画【第三次】において、浪江駅周辺を核とした中心市街地整備を重要施策に位置づけ、駅周辺区域の整備や駅東西自由通路の整備を行うこととしている。また、令和 6 年 3 月には「浪江国際研究学園都市構想」を策定しており、令和 8 年度策定予定の浪江町の最上位計画である浪江町復興計画【第三次】後期計画において施策などの整合を図る。</p>					
当面の事業概要					
<p>本業務の対象地域は、浪江町復興計画【第三次】において、浪江駅周辺を核とした中心市街地の整備に位置付けられ、また、浪江国際研究学園都市構想（令和 6 年 3 月策定）に位置付けた「タウンセンター」のうち、「浪江駅西側地区」における具体的な基盤整備等の基本設計および都市計画決定、事業認可の手続き等を行う。</p> <p><令和 7 年度></p> <p>一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業（浪江駅西側地区） 181,730 千円</p> <ol style="list-style-type: none">1. 測量業務2. 地質調査（解析）業務3. 都市計画図書作成業務4. 事業計画関連業務5. 基本設計業務委託6. 用地調査等業務7. コーディネート費 <p><本事業の位置づけ></p> <ol style="list-style-type: none">1 浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定） 第 3 章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり					

施策 2 社会基盤の維持・整備

(1) 浪江駅周辺を核とした中心市街地整備

<目指す姿と取組>

生活に必要な機能の中心市街地への集約や遊休施設、空き地等地域資源の活用等により、浪江駅周辺を中心とした区域に、駅東西自由通路、店舗、オフィス、住宅等様々な機能の集積や道路整備を進め、誰もが住みやすい快適な暮らし、商業機能の活性化、賑わいの回復につながる中心市街地整備を進めます。

2 浪江国際研究学園都市構想（令和6年3月策定）

【構想の位置づけ】

町の最上位計画である浪江町復興計画【第三次】やその関連計画を踏まえながら、F-REIの本町への立地に伴う状況変化に対応するため、本構想を策定します。なお、浪江町復興計画【第三次】後期計画において、施策などの整合を図りません。

<目標>

誰もが過ごしやすいまちづくり

<方向性>

地域と多様な主体の共生を促進する都市整備

【浪江国際研究学園都市の形成】

タウンセンター（範囲：中心市街地先導整備エリアとF-REI敷地を含むその周辺）

- ・主に都市的サービス（芸術、文化、スポーツ、飲食、娯楽など）や日常生活全般にかかわる利便・サービスを提供する施設、F-REIをはじめとした多様な主体に関連する活動や関係人口の活動にかかわる施設を配置し、生活サービスの拠点化を重点的に推進
- ・産学官民連携のための施設や産業化に必要な施設などを適切に配置
- ・浪江駅周辺とF-REI本施設とが相乗効果を生みだすよう、F-REI本施設が周辺地域に溶け込み、一体的となった街並みと、居心地よく歩きたくなるまちなかを形成し、まちを訪れることが目的となり、何度も訪れたいような、魅力的なまちづくりを推進
- ・浪江駅近接の立地条件を活かして、公共による先導的整備と秩序ある土地活用誘導を推進
- ・浪江駅周辺においては、道路、宅地や広場などを一体的に利活用できる仕組みを構築し、民間事業者などによるイベントや様々な活動を誘導し、にぎわいを創出

地域の帰還・移住等環境整備との関係

浪江駅周辺では多くの家屋解体が進み、空き地が増大の一途を辿っている状況にある。浪江駅周辺一団地事業での中心市街地の活性化を図っている中、浪江駅西側地区は依然として帰還町民が少なく、震災前のような賑わいを取り戻すことは容易ではない。このような中であっても、町民がふるさと浪江に戻るとい希望を持ち続け、また町外から多くの人を訪れることにより、新たなコミュニティの再構築を図り、活気あるまちの再生を目指すため、本業務を実施するものである。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	33	事業名	浪江町復興計画策定事業	事業番号	(1) -10-1
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(96, 111 (千円)) 123, 055 (千円)	全体事業費	(96, 111 (千円)) 123, 055 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、帰還環境の整備に努めている。東日本大震災発災より 13 年が経過し、復旧・復興の進捗や町民の生活環境や感情の変化、さらには感染症の蔓延といった社会情勢が大きく変遷している中で、これまでの前期計画を検証し、現状に即した時点修正及び方向修正を行い、今後 5 年間の後期計画を策定するものである。帰還に向けた町の方向性について町民をはじめ、さまざまな方と共有することで、帰還へ向けた共通認識を図り帰還加速へつなげることを目標として実施する。</p>					
事業概要					
<p>平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域について避難指示が解除され、その後、令和 5 年 3 月 31 日に浪江町特定復興再生拠点区域として、末森・室原・津島の 3 地区において一部避難指示が解除された。また、令和 5 年 6 月の福島復興再生特別措置法の一部改正により、未だ避難指示区域にある町民が、帰還・居住できるよう区域を設定できる法律が整備され、地元住民の帰還意向を踏まえた「特定帰還居住区域復興再生計画」を作成し、帰還環境を整備する取組が進められている。</p> <p>町では、平成 27 年にまち・ひと・しごと創生浪江町人口ビジョンにおいて、避難指示解除後の想定人口 5,000 人、令和 17 年の目標人口 8,000 人を掲げており、令和 3 年 3 月に策定した浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）に基づき、町内の帰還環境整備や避難先での生活再建に取り組んでいる。</p> <p>しかし、令和 6 年 11 月末時点での町の居住人口は 2,250 人と震災前の約 1 割に留まる状況であり、このままでは町の存続が危ぶまれる状況に変わりはなく、避難指示区域の解除と帰還を促進しつつ、持続可能なまちづくりを目指して、指針となる町の最上位計画を策定していく必要がある。</p> <p>復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の計画期間は 10 年間となっており、令和 12 年までの計画となっているが、令和 7 年で中間の 5 年が経過するため、これまでの町の取組や課題を総点検し、これまでの中心市街地の整備内容や、F-REI 立地による町の方向性、福島ロボットテストフィールドとの連携、復興記念公園整備、水素製造拠点等の国や県が整備する施設の整備状況を反映した浪江町復興計画【第三次】後期を策定するものである。</p> <p>令和 6 年には浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の分析と検証、町民ワークショップ等を実施し、後期基本計画に向けた骨子案を作成した。令和 7 年度には、この骨子案をもとに計画素案を作成し、パブリックコメントを実施し計画を策定する。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 28 年度> 浪江町復興計画【第二次】（復興まちづくり計画）の策定。</p> <p><令和 2 年度> 復興計画策定検討委員会を立ち上げ、浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）を策定。</p> <p><令和 6 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の分析と検証、町民ワークショップ等での町民意見の収集 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）後期の策定に向けた浪江駅周辺まちづくりエリアの検討・調査</p> <p><令和 7 年度> 浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）後期の策定、パブリックコメントの実施、印刷製本</p>					

地域の帰還・移住等環境整備との関係
浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）においては、長期的な町全土の環境回復を掲げてきた。被災をきっかけとして飛躍を目指す復興まちづくりに向けて一層の復興関連施策の実施や継続が求められる。浪江町復興計画【第三次】（復興まちづくり計画）の前期にあたる令和3年から現在まで、町の方向性を示してきた。今後の令和8年～令和12年の復興の方向性を町の内外に示し、住民の帰還の加速に繋げる。
関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県 (浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	96	事業名	復興海浜緑地 (多目的広場) 整備事業	事業番号	◆ 1 - 1 3 - 2 - 1
交付団体			浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)
総交付対象事業費			(684, 008 千円) 705, 486 (千円)	全体事業費	(684, 008 千円) 705, 486 (千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>本事業は、防災集団移転事業により取得した土地を有効活用し、沿岸部の防災機能の構築や震災の記憶を継承するという役割を持たせながら、「いつでも集えるふるさと」の具体化を目標とする。</p> <p>【浪江町復興計画 (第三次)】</p> <p>I 夢と希望のある産業と仕事づくり</p> <p>施策 2 新たな産業と雇用の創出 町のにぎわいを創出する様々なイベントの開催や町の魅力、復興の様子等の情報発信に取り組み、関係交流人口の拡大を推進します。</p> <p>II 未来を担う人づくり</p> <p>施策 2 生涯学習環境の充実 生涯学習に取り組める環境の充実により、町民の健康づくりと生きがいを推進します。</p> <p>III 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり</p> <p>施策 3 防災・安全の強化 震災の教訓を生かした防災・安全のまちづくりに取り組みます。</p> <p>V 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策 1 被災者生活支援・絆の維持 町民と町民・ふるさとをつなぐ絆の維持に取り組みます。</p> <p>施策 3 地域コミュニティ活動の推進 地域のコミュニティ活動を支援します。</p>					
事業概要					
<p>福島県相双地域における地域防災拠点の機能を復興祈念公園と相互に連携して確保するため、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港の近傍に、緊急物資供給基地として復興海浜緑地を整備するものである。なお、平時は、交流人口の拡大や町民の帰還を促進するため、地域コミュニティ活動や避難先の町民や県内外の人々との交流活動、町民の健康づくりなどにより、賑わいあふれる交流のための多目的広場として活用する。</p> <p>1 整備箇所 浪江町大字請戸字御壇ノ西 他 地内</p> <p>2 施設規模 約 5ha 多目的広場 (パークゴルフ場) = 4.0ha、駐車場・管理棟・植栽・園路等 = 1.0ha</p>					
当面の事業概要					
<p><単年度分></p> <p>令和 3 年度 基本計画 基本設計 地質調査 地形測量</p> <p>令和 4 年度 実施設計、軟弱地盤解析、用地取得、開発許可申請、水源調査</p> <p>令和 5 年度 造成工事積算業務委託</p> <p>令和 6 年度 建築工事、建築工事監理業務委託</p> <p>令和 7 年度 建築工事、建築工事監理業務委託、建築確認完了検査、発注者支援業務 (今回申請)</p> <p><基金型></p> <p>令和 5 年度～令和 7 年度 土木工事、発注者支援業務、測量業務、水道加入金</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>住居や商業施設、企業の立地環境等も順次整いつつあることから、町民の健康増進や交流の機会をつくる場の早期再開が望まれている。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 御殿南住宅 (10 戸)、請戸住宅団地 (分譲地 16 区画、災害公営住宅 26 戸)、幾世橋住宅団地 (85 戸)、幾世橋集合住宅 (80 戸)・ 浪江南工業団地 (令和 3 年度分譲予定)、請戸水産加工団地 (2 区画中、1 区画操業済)					

- ・道の駅なみえ（飲食店、食料品販売、令和2年8月一部オープン 地場産品販売施設 令和3年3月オープン）
- ・イオン（食料品、生活用品販売、令和元年7月オープン）

関連する事業の概要

〈県事業〉

- ・福島県復興祈念公園（令和2年9月一部オープン）
- ・東日本大震災・原子力災害伝承館（令和2年9月オープン）
- ・請戸漁港災害復旧事業（令和2年度完成）

〈町事業〉

- ・請戸小学校震災遺構整備事業（令和3年10月24日オープン）
- ・旧請戸共同墓地跡地利用事業（令和4年3月オープン）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	(1)-13-1
事業名	復興祈念公園整備事業
交付団体	福島県

基幹事業との関連性

○福島復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出し、併せて福島県相双地域における地域防災拠点の機能を有する都市公園（災害が発生した場合において、救援救護活動の前線基地、復旧のための敷材や生活物資の中継としての機能を発する都市公園）として平成30年度に事業着手。

○その際、主な防災機能（救援活動拠点、自衛隊前線基地、緊急物資供給基地、インフラ復旧基地、災害瓦礫仮置き場等）の配置計画の案を策定。

○このうち医療品や水など緊急物資の供給基地としての機能については、大規模災害時の海上輸送を想定した場合、福島県地域防災計画に拠点港として位置づけられている請戸漁港からの緊急物資を効率的に供給する必要があり、漁港近傍に海上からの緊急物資の集積、荷さばきスペースを確保することで迅速な物資供給が可能となる。

○このため、緊急物資供給基地を浪江町が請戸地区に整備する復興海浜緑地において確保し、復興祈念公園と復興海浜緑地が相互に連携することで緊急時の地域防災拠点としての対応が可能となることから、復興海浜緑地を復興祈念公園の効果促進事業として実施する。

<参考>

1 復興祈念公園を中心とした地域防災力を向上させるための復興海浜緑地の役割

(1) 防災公園としての復興祈念公園

復興祈念公園は、防災機能を備えた都市公園として、「救護、救援活動の拠点」、「自衛隊の駐屯」、「緊急ヘリポート」、「緊急物資の供給基地」、「インフラ復旧のための資機材等置場」、「災害廃棄物の一時置場」などの役割を担っている。

(2) 福島県地域防災計画に位置づけられている請戸漁港

浪江町の請戸漁港は、福島県地域防災計画において、相馬港、小名浜港とともに、緊急物資受入れ港として耐震強化岸壁を備えており、双葉地方における防災上の重要な拠点港となっている。

(3) 復興海浜緑地や駐車場（約5ha）を緊急物資供給基地として活用

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の後世への伝承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信等により、人の循環や賑わいを創出する都市公園として整備しており、限られたオープンスペースで防災拠点として期待する役割を十分に機能するためには、効率的な緊急物資等の供給が必要である。

このことから、復興海浜緑地が有するオープンスペースを請戸漁港等からの緊急支援物資の荷捌きや仮置場として活用することにより、復興祈念公園の防災機能を十分に発揮することができる。

また、緊急度や優先度に応じたユーティリティが求められることから、オープンスペースの使用目的や用途を設定せず、一時避難地としての機能や、人、モノが自由に展開できる場としてスペースを確保し、復興祈念公園や請戸漁港と連携した防災ネットワークを構築することによる相乗効果により、互いの防災機能を強化することができる。

(4) 緊急時における衛生的な医療環境の提供

管理棟内のスペースや給湯施設、トイレ等を活用し、重傷者や負傷者に清潔で衛生的な医療環境を提供することが可能。

(5) 広域輸送基地としてヘリポートを提供

重傷者の搬送や緊急物資の輸送の際は、復興祈念公園のサブヘリポートとしてオープンスペースを活用する。

また、復興祈念公園が、福島第一原子力発電所の PAZ (5km 以内)にあるため、PAZ の外に整備する復興海浜緑地が復興祈念公園のバックアップヘリポートとしても機能する。

2 「追悼と鎮魂」、「記憶の伝承」、「復興の発信」を促進する復興海浜緑地の役割

(1) 復興祈念公園の目的

復興祈念公園は、東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂をはじめ、震災の記憶と教訓を後世へ伝承するとともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信することを目的とし、国営追悼・祈念施設と一体的に整備することとしている。

(2) 復興海浜緑地の利用者を復興祈念公園に導く

平時には各種イベント等を開催し県内外から多くの人々を当地に呼び込み、復興祈念公園に導くことによって、福島へ思いを寄せていただく。

(3) 日常の賑わいと震災の記憶が繋がる空間

復興海浜緑地は、交流の場として賑わいを取り戻すための重要な施設となり、一方で、近傍の復興祈念公園には静寂な国営の「追悼と鎮魂の丘」が整備され、動と静の連続した空間が広がることになる。

復興海浜緑地と復興祈念公園では、人々が違う目的で時間を過ごす^が、一帯の空間の中でそれぞれの施設の目的を認識し、互いの空間に思いを馳せることによって、震災の悲しい記憶から日常生活を取り戻した喜びを同時に強く感じ取ることができる。

(4) 町の震災遺構（請戸小学校）と連携した取り組み

復興海浜緑地の利用者に、町内の地震・津波発生時の被災状況や長期化する避難者の苦悩、町民のコミュニティ活動の様子、復旧から復興に向けた町の軌跡などを体感していただくため、管理棟内において、震災遺構として保存する請戸小学校と連携した企画・イベント等を検討し、相乗的に効果を発現する。

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	82	事業名	浪江町水道施設整備事業	事業番号	2-20-4
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	(3,301,390 (千円)) 4,623,172 (千円)	全体事業費	(4,240,363 (千円)) 4,623,172 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>・就労の場を確保し住民の帰還を促進するために、棚塩産業団地及び南産業団地及び北産業団地、請戸産業産地を整備する。</p> <p>現状の管網での最大供給可能量は、3,700m³/日である。棚塩産業団地 (4,000m³/日) 及び南産業団地 (1,840m³/日)、北産業団地 (329m³/日)、請戸産業団地には、小野田取水場の系統から配水しており、既存取水能力及び配水管の口径では不圧及び供給不足となる。このため、上記産業団地整備に伴い、需要量の精査及び配水計画を再構築した上で必要な配水管整備を実施し、浪江町内での生活と企業活動に必要な不可欠な生活用水、工業用水等の確保により、町民帰還の促進と、雇用創出を図る。</p> <p>・井戸により生活をしていた方が、東日本大震災及び原子力発電所事故による影響で井戸水が枯れた等により、同じ場所での生活再建が困難な状況にある。このため、帰還促進し町民が、浪江町で生活再建ができるよう、未給水地域での飲料水の確保の支援を行う。</p> <p>・生涯学習に取り組める環境を整備し、帰還を促進するために必要な飲料水確保を行う。</p> <p>・住民の帰還・移住定住対策の推進に伴い、複数地区にまたがる基幹管路並びに人口密集率の高い地区を優先的に老朽管の耐震化・配水管整備を実施し、生活用水及び企業用水の安定供給を確保することにより、帰還町民の生活環境整備と雇用創出を図る。</p>					
事業概要					
<p>・棚塩産業団地及び北・南産業団地及び請戸産業団地等への用水を確保するため</p> <p>・配水管の設計及び配水管布設工事 (L=800m) を行う。また、来年度以降に布設する配水管路については、市街地領域になるため、他の埋設管路、道路幅員、J R 及び国道横断などの条件により制約されるため、事前の調査による路線決定をするための基本設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。</p> <p>・小野田取水井戸の設計及び増ポーリング工事を行う。</p> <p>・小野田取水場敷地造成及び建築工事を行う。</p> <p>・高区配水場の設計を行う。</p> <p>・帰還住民の水源確保に伴う配水管工事を行う。</p> <p>・生活環境整備として配水管路整備を行う。</p> <p>・駅前中心市街地整備等復興計画に基づく将来管網モデル計画に伴う配水管整備を行う。</p>					
当面の事業概要					
<p><平成 30 年度></p> <p>・調査及び比較検討、計画作成</p> <p><平成 31 年度></p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 (小野田系統第 1) L=2,360.69m</p> <p>・産業団地計画に伴う配水管設計業務委託 (苺野系統第 1)</p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=767.9m (苺野系統第 1 : 道路拡幅部)</p> <p>・配水管布設に伴う管網計算等業務委託</p> <p><令和 2 年度></p> <p>・産業団地計画に伴う配水管布設工事 L=1032.1m (苺野系統第 1 : 既存道路部)</p> <p>・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事 (D B 方式) L=2,010m</p> <p>・産業団地計画に伴う井戸設計に係る需要量調査及び管網計算業務委託</p>					

- ・小野田取水場建築設計及び井戸の詳細設計業務委託
- ・産業団地計画に伴う小野田送水管設計及び送水管布設工事（DB方式） L=340m

<令和3年度>

- ・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事（DB方式） L=800m
- ・産業団地計画に伴う小野田配水管基本設計
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=100m
- ・小野田取水場造成工事・小野田取水井戸詳細設計業務委託
- ・高区配水場設計 ・帰還住民に伴う配水管工事 L=130m

<令和4年度>

- ・配水管工事（高瀬地区） L=71m・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m・帰還住民に伴う配水管工事 L=140m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=160m

<令和5年度>

- ・将来管網モデル計画に伴う配水管布設工事
権現堂1工区 L=390m 3工区 L=330m 4工区 L=300m 国道6号線横断 L=148m 県道 L=380m
国道114号2工区 L=454m
- ・産業団地計画に伴う小野田配水管国道6号線推進詳細設計
- ・産業団地計画に伴う小野田配水管JR横断推進詳細設計
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=120m
- ・将来管網モデル計画に伴う幾世橋地区配水管布替設工事 L=538m（設計済み）
- ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備（DB方式：令和5年度～令和7年度）
1地区：1工区 L=1,260m、2工区 L=1,061m、3工区 L=1,801m、10工区 L=1,030m
2地区：4工区 L=527m、5工区 L=1,629m、6工区 L=1,191m、11工区 L=1,335m
3地区：7工区 L=1,508m、8工区 L=1,422m、9工区 L=1,152m

<令和6年度・第47回申請>

- ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備 権現堂2工区（2-2）L=325m（設計済み）

<令和6年度>

- ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備（DB方式：令和5年度～令和7年度 令和6年度分）
A地区：1路線 L=1,260m、2路線 L=1,061m、3路線 L=1,801m、7路線 L=1,508m
B地区：4路線 L=527m、5路線 L=1,629m、6路線 L=1,191m
C-1地区：8路線 L=1,422m、9路線 L=1,152m
C-2地区：10路線 L=1,030m、11路線 L=1,335m

<令和7年度・今回申請>

- ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備（DB方式：令和5年度～令和7年度 令和7年度分）
A地区：1路線 L=1,260m、2路線 L=1,061m、3路線 L=1,801m、7路線 L=1,508m
B地区：4路線 L=527m、5路線 L=1,629m、6路線 L=1,191m
C-1地区：8路線 L=1,422m、9路線 L=1,152m
C-2地区：10路線 L=1,030m、11路線 L=1,335m
- ・将来管網モデル計画に伴う基幹管路整備 権現堂2工区（2-1）L=250m（設計済み）
- ・産業団地計画に伴う小野田配水管設計及び配水管布設工事（DB方式） L=1,039m
- ・帰還住民に伴う配水管工事 L=290m

地域の帰還・移住等環境整備との関係

・これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり、地域の再生を加速させる。さらに、棚塩産業団地の整備は、これまでにない新たな風を起こすものであり、町民の帰還はもとより、雇用の創出や地域経済の再生など、その後の復興・発展に大きく寄与するものである。また、新たに整備を行う、駅前中心市街地は浪江町の顔となる駅周辺を大規模に整備する

ことで、避難住民の帰還や新たな住民の定住促進にも繋がるものである。
(利用見込人数 約 1,500 人/年間)

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	133	事業名	浪江町認定こども園整備（増築）事業（保育所等の複合化・多機能化）	事業番号	(4) -39-4
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	471,382（千円）		全体事業費	471,382（千円）	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では、平成 29 年 3 月に避難指示が一部解除され、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園「浪江町立浪江にじいろこども園」が定員 30 名で開園した。その後増築し、令和 4 年からは定員を 90 名として運営している。</p> <p>町の復興のためには町民の帰還促進と新たな住民の移住・定住を増加させる施策が必要である。特に子育て世帯の帰還、移住・定住を促進させるためには、子どもたちが安心して保育・教育を受けられる環境の整備が必要不可欠である。そのために、浪江にじいろこども園を増築し、待機児童の不安を解消し、子どもたちとその家族が安心して生活ができる環境整備を図る。</p>					
事業概要					
<p>平成 30 年 4 月に開園した浪江にじいろこども園を増築することにより、現在の定員 90 名から 150 名規模に拡大する。待機児童の不安を解消し、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を確保するためのものであるが、当該施設は「なみえ創成小学校・中学校」「放課後なみえこどもクラブ」に隣接しており、「幼保小の架け橋期プログラム」では、園の 5 歳児が地域の方々を講師とした昔遊びや給食試食会で小学生と交流するほか、保育教諭、小学校教員が互いに授業参観を行っている。この事業を継続のうえ充実を図りつつ、「放課後なみえこどもクラブ」の支援員も含めた関係者が連携して、園児、就学児を養育する家庭へ複合的な子育て支援を実施するために整備する。また、年々園児数が増加する中で特別な特別な配慮を必要とする園児が多数おり、特別支援教育とその保護者支援が求められている。現在、公認心理士、理学療法士の巡回相談を実施しているが、増築により特別支援教育を実践する場所を確保し、保育教諭の保育教育スキルを向上させるとともに、子の発達の課題のみならず、シングルやワンオペ等、様々な事情を抱える保護者の相談に応じる場所を提供し育児スキルの向上を目指す等、現代の子育て環境、ニーズに応じた園の多機能化を図るために整備し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進を図る。</p> <p>・浪江町復興計画【第三次】 p48~49 施策 1 子育て環境・学校教育の充実 (1) 子育て環境の充実 子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます</p> <p>・浪江町第 2 期子ども・子育て支援事業計画 p28~29 3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑤教育・保育施設の整備</p>					
当面の事業概要					
<令和 7 年度> 認定こども園増築工事					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当該整備地域には、平成 30 年 4 月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。また、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されており、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。</p>					

関連する事業の概要

浪江町認定こども園整備（増築）事業（幼稚園の複合化・多機能化）

※参考

<令和3年度>

認定こども園増築に係る設計・工事

<令和6年度>

認定こども園増築に係る設計・各種手続きに係る費用

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	134	事業名	浪江町認定こども園整備(増築)事業(保育所等の複合化・多機能化)	事業番号	◆(4)-39-4-2
交付団体	浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)		
総交付対象事業費	200,902(千円)	全体事業費	200,902(千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では、平成 29 年 3 月に避難指示が一部解除され、平成 30 年 4 月に幼保連携型認定こども園「浪江町立浪江にじいろこども園」が定員 30 名で開園した。その後増築し、令和 4 年からは定員を 90 名として運営している。</p> <p>町の復興のためには町民の帰還促進と新たな住民の移住・定住を増加させる施策が必要である。特に子育て世帯の帰還、移住・定住を促進させるためには、子どもたちが安心して保育・教育を受けられる環境の整備が必要不可欠である。そのために、浪江にじいろこども園を増築し、待機児童の不安を解消し、子どもたちとその家族が安心して生活ができる環境整備を図る。</p>					
事業概要					
<p>平成 30 年 4 月に開園した浪江にじいろこども園を増築することにより、現在の定員 90 名から 150 名規模に拡大する。待機児童の不安を解消し、子どもたちが安心して教育を受けることができる環境を確保するためのものであるが、当該施設は「なみえ創成小学校・中学校」「放課後なみえこどもクラブ」に隣接しており、「幼保小の架け橋期プログラム」では、園の 5 歳児が地域の方々を講師とした昔遊びや給食試食会で小学生と交流するほか、保育教諭、小学校教員が互いに授業参観を行っている。この事業を継続のうえ充実を図りつつ、「放課後なみえこどもクラブ」の支援員も含めた関係者が連携して、園児、就学児を養育する家庭へ複合的な子育て支援を実施するために整備する。また、年々園児数が増加する中で特別な特別な配慮を必要とする園児が多数おり、特別支援教育とその保護者支援が求められている。現在、公認心理士、理学療法士の巡回相談を実施しているが、増築により特別支援教育を実践する場所を確保し、保育教諭の保育教育スキルを向上させるとともに、子の発達の課題のみならず、シングルやワンオペ等、様々な事情を抱える保護者の相談に応じる場所を提供し育児スキルの向上を目指す等、現代の子育て環境、ニーズに応じた園の多機能化を図るために整備し、子育て世帯の帰還と移住・定住の促進を図る。</p> <p>・浪江町復興計画【第三次】p48~49 施策 1 子育て環境・学校教育の充実 (1) 子育て環境の充実 子育て環境の充実により、子育てしやすいまちづくりに取り組みます</p> <p>・浪江町第 2 期子ども・子育て支援事業計画 p28~29 3. 子育て家庭が安心して子育てができるように支援する (2) 多様な保育サービスの充実と質の向上 ⑤教育・保育施設の整備</p>					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞ 認定こども園増築にともなう造成、外構等工事					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当該整備地域には、平成 30 年 4 月に浪江にじいろこども園となみえ創成小中学校が開園・開校しており、浪江町の教育施設を集約する地域である。また、付近には災害公営住宅や商業施設なども整備されており、一体的に帰還・移住等の環境整備が可能であることから、教育・保育環境をさらに充実することで子育て世帯の帰還促進と移住・定住の促進を図ることができる。</p>					

関連する事業の概要
浪江町認定こども園整備（増築）事業（幼稚園の複合化・多機能化） ※参考 <令和3年度> 認定こども園増築に係る設計・工事 <令和6年度> 認定こども園増築に係る設計・各種手続きに係る費用

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	(4)-39-4
事業名	浪江町認定こども園整備（増築）事業（保育所等の複合化・多機能化）
交付団体	浪江町
基幹事業との関連性	
<p>外構工事により園庭を整備し、園児の運動の機会をさらに増進させ、床ふく射空調を採用のうえ、ふく射熱により室内全体を快適な温度環境に保ち、園児の健康保持に取り組み、健やかな成長等を図る。</p> <p>また、既存園舎と一体的な整備により、園児同士の安全かつ円滑な交流を図る環境を整えるほか、放送設備等を設置し、園舎が分散しつつも緊急時等の園児の安全を確実に担保する。</p> <p>これら効果促進事業の実施により、園児が健康かつ安全に、よりよい保育・教育を受ける環境を整え、町内における子育てへの安心感を提供することにより、町民の帰還及び新たな住民の移住促進を図る。</p>	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	1	事業名	外部被ばく線量測定事業	事業番号	(3) -23-1
交付団体	浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)		
総交付対象事業費	(702,140 (千円) 704,851 (千円)	全体事業費	(702,140 (千円) 704,851 (千円)		
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の外部被ばくに対し、わかりやすい放射線被ばく線量測定を実施することにより不安解消を図り、帰還の促進につなげる。					
事業概要					
町内外にお住いの町民、役場職員、町内で仕事や活動をしている人に電子積算線量計 (以下 D-シャトルとする。) を貸与する。D-シャトルの特性である 1 時間ごとの被ばく線量が分かるため、どこにいた時に線量が高く、どこにいた時に低いか、もしも浪江でずっと暮らした場合等のおおよその積算線量も推計できるので、装着者本人が被ばく線量を把握しやすく、それに応じた行動や対応ができるように相談を受けた場合は助言を行っていく。					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞ ○D-シャトル ・利用したい人には借用申請書を記入いただき、随時貸出す。 ・利用中の人には、電池が切れる前に点検・校正の通知をし、現在利用中の D シャトルを返却してもらう。 その間、希望者には何度でも読取り・説明を行うが、窓口に来れない人には報告書と新しい D-シャトルを送付し、電話で説明を行う。直接窓口に戻却に来た人には、測定結果を説明し、新しい D-シャトルを貸出す。 ・町内での居住及び活動を希望する方で放射線不安がある方には D-シャトルの使用を推奨していく。 ・令和 6 年度の利用者は約 250 人であるが、拠点区域解除の人と新規利用者を見込み、点検・校正を 500 台行う。					
＜令和 8 年度以降＞ 継続しての実施を予定。					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 イ 放射線の影響を自分で計測できる環境づくり					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
本事業の実施により、町民との放射線に対するリスクコミュニケーションを勧めていき、放射線の理解や不安を軽減することによって町民の帰還を促進することは、地域の再生加速化につながる。また、町内での事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策など住民との協働による取組みを実施して下さる方々にも貸出しをすることで、ひいては帰還意向の促進を図ることにつながる。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	3	事業名	甲状腺検査事業	事業番号	(3) -23-3
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(6,201 (千円) 6,251 (千円)		全体事業費	(6,201 (千円) 6,251 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

甲状腺検査を行うことで、町民の放射線被ばくリスクによる健康への影響・不安の解消を図り、帰還の促進へつなげる。年々受診者数は減少傾向にあるが、放射線に対して不安を感じている町民は多いので、長期的且つ継続的に事業を実施する必要がある。

事業概要

福島県が行っている甲状腺検査は、震災当時 18 歳以下だった者が 20 歳になるまでは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごととしている。町では震災当時 19~40 歳以下を対象とし、うち町独自の検査を 1 度も受けたことがない者と震災当時 18 歳以下で県の検査の対象ではない年に受けられるよう、仮設津島診療所、ひらた中央クリニック (震災復興支援放射線対策研究所) 及び全日本民主医療機関連合会 (県内外の加入病院 106 か所) において対象者が無料で検査を受けられるようにしている。(受検実績…19~40 歳以下 581 人/4,943 人、18 歳以下 1,539 人/3,639 人)

当面の事業概要

<令和 7 年度>

震災当時 40 歳以下の町民を対象として検査を実施する。

想定受診人数 3 名 (実際は 5 名が該当者数なので受診の案内は 5 名分送付する)

(仮設津島診療所) 3 名程度

(ひらた中央クリニック (震災復興支援放射線対策研究所)) …県内 3 名程度

(全日本民主医療機関連合会) …県外 3 名程度

<令和 8 年度>

令和 7 年度に同じ

令和 7 年度以降対象者数 19 歳~40 歳以下 4,362 人 18 歳以下 2,100 人

浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策

ア 放射線の健康への影響に関する検査体制の充実

地域の帰還・移住等環境整備との関係

放射線の健康不安の解消に努めることにより、帰還して町内での生活基盤の確立、事業再開、地域保全対策、防犯・防災対策などの住民との協働による取組みを実施することで、帰還の促進を図っていく。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	放射線測定器校正事業	事業番号	(3) -23-5
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(247,845(千円)) 256,085(千円)		全体事業費	(247,845(千円)) 256,085(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
町民の放射線被ばくリスクや健康への影響・不安の解消を図り、帰還意向の促進へつなげる。					
事業概要					
平成 24 年度に町民の放射線への不安解消、安心確保のため、浪江町全世帯へ配布した放射線測定器について、利用世帯へ通知し、性能を維持するため、年 1 回定期的に回収・点検・校正・修繕を行う。 また、町内防犯対策のため町が委嘱しパトロールを実施している、防犯見守り隊が常時使用している線量計についても、性能維持のため校正を実施し、継続した町民の安心安全な立ち入りの機会を確保していく。 ・町民へ貸与している線量計は放射線測定器 ・見守り隊が使用している線量計は積算線量計					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞ 全世帯を対象に配布した放射線測定器の機器メンテナンスのための回収・点検・校正・修繕を行う。 配布してから 12 年が経過するため、修繕が増加している。点検依頼の半数以上が修繕を行っている。 ○貸出数 2,547 台(令和 6 年 11 月末現在) 想定台数：(持込) 50 台 (郵送) 710 台 計 760 台 (うち修繕 540 台) (見守り隊用) 20 台 計 20 台					
＜令和 8 年度＞ 継続しての実施を予定している。					
浪江町復興計画【第三次】 第 4 章 健康と福祉のまちづくり 施策 3 (1) 放射線による健康不安への対策 P 8 1					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
課題とされる、被ばくリスク・放射線健康不安の解消に努めることにより、帰還困難区域に立ち入りする町民が安心して立ち入ることができ、ひいては町内に帰還した町民または、帰還を目指す町民及び事業再開、地域保全対策並びに防犯・防災対策など町民との協働による取組みを実施することで、帰還意向の促進を図る。					
関連する事業の概要					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	8	事業名	水道水に対する住民の不安解消事業	事業番号	(3)-23-6
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(526,809(千円)) 553,930(千円)		全体事業費	(526,809(千円)) 553,930(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
住民の早期帰還促進に資するべく、町内の 3 箇所の取水場(苅野、谷津田、小野田)において放射性物質モニタリングを実施し、結果について広く住民に周知し、理解促進を図ることによって住民の一層の安全につなげていく。					
事業概要					
水道水に対する住民の不安を払拭するためには、連続的な放射性物質モニタリング検査を実施し、水道水の安全性を常時監視できる体制を整えることが重要である。このため、町内 3 箇所の取水場にある水道自動サンプリング機器の保守点検を行う。 また、水質検査も併せて実施する。各項目により違いはあるが、年 1 回から 1 2 回実施する。飲料水として安全安心な水を提供できることで、町民や事業者が安心して帰還し、ふるさと浪江町の復旧復興へ尽力できる環境を確保する。					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞					
・町内 3 箇所の取水場における放射性物質の 24 時間モニタリング検査機器の保守点検					
・水質検査					
		検査項目		実施回数(年)	
		【浄水】			
		水質基準 51 項目検査		3	
		水質基準 49 項目検査		9	
		水質基準 9 項目検査		24	
		水質基準 2 項目検査		6	
		水質管理目標設定 20 項目		3	
		【原水】			
		水質基準 39 項目検査		3	
		水質基準 8 項目検査		9	
		指標菌検査(嫌気性芽胞菌)		12	
		指標菌検査(大腸菌定性)		12	
		クリプトスポリジウム・ジアルジア検査		3	
		保菌検査		16	
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
上記の取り組みにより、町内の上水道の安全性を確保し、住民に広く理解していただくことで避難住民の早期帰還促進に向け、一層の安心につなげることに寄与する。					
関連する事業の概要					

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	11	事業名	除染検証による線量低減対策事業	事業番号	(3)-23-7
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(594,272(千円)) 594,901(千円)		全体事業費	(594,272(千円)) 594,901(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>令和 6 年 1 月 16 日に特定帰還居住区域復興再生計画が認定され、同年 6 月 20 日より環境省による除染解体工事が特定帰還居住区域にて開始された。計画上では 2020 年代をかけて帰還意向のある住民全員が帰還することができる環境を整えると目標を掲げているが、より早期の解除を目指していきたい。</p> <p>町内への帰還の際の放射線による健康被害を懸念する町民の声を払拭し、町内への帰還を促進し安心安全に暮らすため、様々な取組みを実施し不安を解消していきたい。</p> <p>そこで、有識者で構成する「除染検証委員会」を実施し、線量低減策を提案いただき、環境省により適切な低減事業を促進し、それらのデータを活用しながら町内で居住している町民の放射線に対するリスクコミュニケーションを活発化させ、町内で暮らすことへの安心感を持ってもらう。また、帰還を考えている町民への帰還意欲や希望を醸成させることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>有識者で構成する「除染検証委員会」を開催し、放射線の不安が残る事案について線量低減策を提案いただき、それをもとに環境省に対して適切な低減対策事業の実施を求め、放射線に対するリスクコミュニケーションを活発化させ、町民が安心して暮らすことができるよう検証を進めていく。</p> <p>なお、本事業は浪江町復興計画【第三次】において、復興の基本方針に沿った健康と福祉のまちづくりのため、復興に向けた施策として位置づけ実施する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和 7 年度></p> <p>・有識者で構成する委員会で、線量の低減方法の提案をいただき、環境省により適切な低減事業を促進し、住民の放射能に対するリスクコミュニケーションを図っていく。</p>					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>当町は、放射線による汚染被害を受け除染をしなければ居住が困難な区域が存在する。適切な除染を実施し、町内で暮らすことへの安心感を持つことで町民の帰還促進が期待される。また、町民自身が放射線についての正しい知識を得ることで、リスクコミュニケーションの強化が図られ、安心安全に暮らすことができる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>外部被ばく線量測定事業、内部被ばく検査事業、甲状腺検査事業、水質検査事業など、従前より実施している事業と合わせ、放射線に関する町民の不安軽減に資する取り組みを強化する。</p>					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	重複
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	27	事業名	自家消費野菜等放射能検査事業	事業番号	(3) -23-8
交付団体	浪江町		事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費	(193,356(千円)) 209,348(円)		全体事業費	(193,356(千円)) 209,348(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

東日本大震災に伴う東京電力第一原子力発電所の事故後、15 年を経過しようとする今も、多くの町民が放射能による健康への影響に不安を抱いている。空間線量が及ぼす体への影響「外部被ばく」同様、普段の食事等から受ける「内部被ばく」についても町民から不安の声が多く寄せられている。

また、長年親しんできた山菜、きのこ類や自家消費作物の放射能不安は地域の食文化の衰退を招くだけでなく、食全般に対する不安を払拭しきれていないために帰還をより困難にしている。

食に対する不安払拭のため、町民自らが育てた農作物、採取した自家消費野菜等を持ち込み自分の目で安全性を確認することができる測定環境を整えるとともに、検査結果を公表することで安心・安全を確保し、放射線に対する不安軽減が図れ、帰還へ向けての意欲を高め避難住民の帰還を促進することで、町の復興を加速させることを目標とする。

更に浪江町立なみえ創生小学校・中学校及び浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を学校敷地内のなみえ創成小・中学校調理場に設置した測定器で測定することにより、児童・生徒・園児・保護者に対して給食の放射能に対する安全・安心を確保する。

事業概要

県から配備、無償譲渡された検査機器を使用し町民自身が口にする食品(自家栽培野菜、井戸水等)を測定する。なお、更に、なみえ創成小・中学校調理場に町で購入した非破壊式放射能測定器 1 台を設置し、小・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等を測定する。

配備検査機器

破壊式放射能簡易測定器(県より無償譲渡)…1 台

非破壊式放射能測定器(県及び他市町村より無償譲渡)…2 台

1. 町民からの受付

- ・対象者 : 浪江町民及び浪江町内に居住・通勤している方等
- ・費用 : 無料
- ・場所 : 浪江町役場本庁舎、津島支所
- ・受付日時 : 平日(土、日・祝日を除く)午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
- ・測定品目 : 飲用水(井戸水、わき水など)、町内や避難先での家庭菜園などの農作物、その他の食品(山菜等)、農作物を栽培している農園の土壌(土壌とそこで栽培された作物を一緒に持参された場合のみ検査。土壌のみの検査は不可)。
- ・検査対象外 : 自らが食用とするもの以外、市販されているもの、帰還困難区域のもの。
- ・申し込み方法 : 窓口で受付し受取る。
- ・測定結果の通知方法 : ①郵送 ②直接窓口受渡し ③電話による測定結果報告
- ・検査結果の公表 : 毎月食品の放射能簡易分析結果を広報等へ掲載。

2. 学校給食

- ・場所 : なみえ創成小・中学校調理場
- ・測定品目 : 浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいろこども園の給食に使用する食材等
- ・測定結果の通知方法 : 検査終了後、結果報告

【浪江町復興計画【第三次】

第 4 章 健康と福祉のまちづくり

施策 3 (1)放射線による健康不安への対策 P81

当面の事業概要	
<p><令和7年度></p> <p>○自家消費野菜等の放射能検査事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自家消費農作物（家庭菜園等）、野生の山菜・キノコ等、飲用水の測定。 ・浪江町立なみえ創生小学校・中学校・浪江にじいるこども園の給食に使用する食材等の測定。 ・検査に要する測定装置については、年1回の点検校正業務を行う。 ・検査結果は、毎月広報等へ掲載する。 ・役場本庁舎及び津島支所の2か所において検査を実施する。 <p><令和8年度以降></p> <p>継続しての実施を予定。</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>自家消費野菜等の放射能検査体制を整備・維持することにより、無用な内部被ばくを未然に防ぎ町民の健康を守るとともに、町民及び児童・生徒・保護者が抱える食への不安を軽減し、食品等に対する安心・安全を確保することにつながる。また、検査結果を公表し、食品の安全性を町民自らの目で確かめることにより、町内での農業再開や帰町後の町民の生きがいづくり、帰町のための判断材料となり、ふるさとへの帰町意識を醸成させることにつながる。放射能検査ができる体制を整え、自ら採取した山菜やきのこ類、自家用農作物の検査を実施することで、放射能の現状を正しく理解、認識することにより原発事故以前の地域コミュニティの絆が再生でき、牽いては、地域全体の再生が実現できる。</p>	
関連する事業の概要	
<p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

NO.	128	事業名	農業基盤整備促進事業（浪江地区）		事業番号	(5) -42-1
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）		浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(128,696(千円) 287,704(千円)		全体事業費		1,389,896(千円) 2,242,374(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>東日本大震災によりすべての町民が避難したため、長期間農用地等の適切な管理をすることができず、水利施設等の機能低下が進んでおり、営農に大きな支障となっている。</p> <p>現在、国等の災害復旧工事により、基幹水路の復旧はおおむね終了したものの、住民の帰還は進んでおらず、多くは避難先からの「通い農業」を行っている。農作業に従事する人間に限られているなか、本事業を導入することにより、農作業の効率化および維持管理の軽減を図ることにより、一層の営農面積の拡大及び地域農業の再生を図るものである。</p>						
事業概要						
(1) 事業概要 <p>当町は、平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災による福島第一原子力発電所事故の影響により、すべての町民が避難したが、平成 29 年 3 月 31 日に一部の避難区域の解除が行われた。また、令和 5 年 3 月 31 日には特定復興再生拠点区域が避難指示解除されたところではあるが、依然として町の面積の約 7 割以上が帰還困難区域として指定されている。</p> <p>こうした状況のなか、長期間農用地を管理することができなかつたことから、農業関連施設の機能が著しく低下していることに加え、住民の長期避難生活の影響から住民帰還が思ったより進まず、少人数の営農活動を余儀なくされている。</p> <p>そのため、本事業を実施するにより効率的な営農環境を整備することにより、少人数でも営農面積を拡大でき、かつ、維持管理に負担減が図れるような取り組みを実施する。</p>						
(2) 事業実施内容 <p>< 第 46 回申請 > 調査測量設計業務 一式（畦畔除去工 A=25.08ha 暗渠排水工 A=10.3ha 客土工 A=0.5ha） 発注者支援業務</p> <p>< 第 48 回申請 > 調査測量設計業務 一式（水路改修工 L=3.7 km）</p> <p>< 第 50 回申請 > 調査測量設計業務 一式（畦畔除去工 A=82.39ha 暗渠排水工 A=47.65ha 除礫工 A=37.3ha 水路工 L=6.69km） 発注者支援業務 基盤整備工 A=0.7ha</p> <p>第 50 回申請については、令和 8 年度実施予定の畦畔除去工、暗渠排水工、除礫工、水路工に必要な調査測量設計を実施する。また、令和 6 年度に実施している調査測量設計成果に基づき、一部地域の基盤整備工に着手する。</p>						
(3) 復興計画への位置づけ <p>【浪江町復興計画第 3 次】（抜粋） 第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり 施策 6 農林漁業の再興</p>						

(1) 農業の再生

町内全域の農地を再生し、農業の再開を推進します。

当面の事業概要

<令和6年度>

○第46回申請

1. 調査測量設計業務 一式
2. 発注者支援業務

○第48回申請

1. 調査測量設計業務 一式

<令和7年度>

○第50回申請

1. 調査測量設計業務 一式
2. 発注者支援業務
3. 基盤整備工

<令和8年度>

1. 基盤整備工 N=3箇所 (畦畔除去工、暗渠排水工 その他)
2. 発注者支援業務
3. 用水路整備工 N=1箇所

地域の帰還・移住等環境整備との関係

本事業を実施することにより農作業の効率化を進め、もって農業者の営農再開意欲の向上による住民の帰還促進、地域農業の再建を図る。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	63	事業名	浪江町企業誘致促進事業	事業番号	(6)-46-7
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(15,219(千円)) 24,666(千円)	全体事業費	(15,219(千円)) 24,666(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>浪江町では産業団地を整備し、浪江町復興計画【第三次】に掲げる“新たな産業と雇用の創出”に向けて企業誘致を進めており、整備済み産業団地の大半は立地済み又は立地に向けて商談中となっている。</p> <p>また、現在造成工事中の棚塩 RE100 産業団地についても、脱炭素社会の実現に向けて RE100(再生可能エネルギー100%)に賛同する企業からの問合せが寄せられているほか、イノベーション・コースト構想に基づく研究開発分野の立地や、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や周辺地域の復興の進展に合わせ比較的大きな面積を要する情報通信分野や物流関連産業の立地が期待されることから、川添産業団地及び室原産業団地の整備に着手したところである。</p> <p>本事業は、産業適地として選定したエリアのうち未着手となっている請戸地区及び浪江 IC 周辺地区(室原産業団地第2工区)の整備検討に向け、社会経済環境や近年の産業動向の変化などを踏まえた企業立地動向や立地需要を調査するとともに、これに対し、町の特色・特性・強みを活かした効果的な企業誘致に向けたPR活動などに関する調査検討を行い、企業誘致による雇用の場の拡大により町民の帰還や移住の促進へつなげることを目的とする。</p>					
事業概要					
<p>産業適地と位置付けている請戸地区(請戸産業団地)及び浪江 IC 周辺地区(室原産業団地第2工区)の整備検討にあたっての社会経済環境や近年の産業動向の変化などを踏まえた企業動向や立地需要を調査する。併せて、これまでの町内産業団地等への企業進出状況や、浪江駅周辺整備事業をはじめとする復興関連事業の進展などの町の復興状況等を踏まえて、効率的・効果的な誘致を進めるため注力すべき業種・業態及び効果的なPR活動等の誘致手法等の検討を行い、企業誘致計画を策定する。</p>					
当面の事業概要					
<p><令和7年度></p> <ol style="list-style-type: none">浪江町と他地域等との比較による課題抽出 浪江町が提供する本町の強み、町内復興事業の進捗状況及び企業等の進出状況と、周辺地域における企業進出状況・立地条件等とを比較し、現時点での課題を抽出する。社会経済環境・産業動向や社会的ニーズの調査 企業サウンディング、アンケート調査等により、浪江町に特化した企業の動向及び立地需要等を把握し、浪江町の特性に合った誘致環境づくりの基礎とする。誘致計画として取りまとめ 上記を取りまとめ、今後の産業団地整備及び企業誘致の具体的な計画を策定する。この中では、地域の強み・特性を活かすことや、地元産業との相乗効果が期待できるか、研究開発分野など新たな分野の誘致の考え方等の効果的なPR活動等の誘致手法等についても整理する。					
地域の帰還・移住等環境整備との関係					
<p>避難した住民の帰還判断の一つである雇用の場の確保・地域経済の再生は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。</p> <p>地域経済の立て直しのために既存産業の再生と、イノベーション・コースト構想に位置づけられている新たな産業の集積を図ることで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進へ繋げ、地域の再生を加速させる。</p>					
関連する事業の概要					
<p>雇用の場の確保、地域経済再生に向けた基盤整備状況は以下のとおり。(面積は、区画総面積)</p> <p>・既存工業用地(藤橋地区)を活用した産業団地整備事業 藤橋地区 6.76ha</p>					

- ・北産業団地整備事業 北幾世橋地区 3.65ha
- ・南産業団地整備事業 請戸地区 18.41ha
- ・浪江町棚塩産業団地整備事業（第1期） 北棚塩地区 38.07ha
- ・浪江町棚塩産業団地整備事業（第2期） 北棚塩地区 8.44ha（造成工事中）
- ・請戸地区水産加工団地整備事業 請戸地区 2.33ha
- ・浪江町川添産業団地（基本計画策定中）
- ・浪江町室原産業団地（基本計画策定中）
- ・浪江町請戸産業団地（計画中）
- ・浪江町室原産業団地（第2期）（計画中）

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	129	事業名	浪江町川添産業団地整備事業		事業番号	(6)-46-10
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）		
総交付対象事業費	(39,521（千円）） 161,463（千円）		全体事業費	(39,521（千円）） 161,463（千円）		
帰還・移住等環境整備に関する目標						
<p>浪江町では震災後 4 つの産業団地を整備し、浪江町復興計画【第三次】に掲げる“新たな産業と雇用の創出”に向けて企業誘致を進め、整備済み産業団地の大半は立地済み又は立地に向けて商談中となっており、現時点での空き区画は棚塩産業団地の 1 区画及び南産業団地の 5 区画のみとなっている。</p> <p>また、現在造成工事中の“棚塩 RE100 産業団地”についても、脱炭素社会の実現に向けて RE100（再生可能エネルギー 100%）に賛同する企業からの問合せが寄せられている。さらには、イノベーション・コースト構想に基づく研究開発分野の立地や、それを契機とした新たな産業立地が期待される。</p> <p>これらを踏まえ、新たな産業団地を整備し町内での切れ目ない産業創出につなげ、町民の帰還や移住の促進に繋げることを目的とする。</p>						
事業概要						
<p>1 事業の概要</p> <p>イノベーション・コースト構想の重点分野に関連する企業からの引き合いがある状況下において、今般町が策定した浪江国際研究学園都市構想で“タウンセンター”として、産業化に必要な施設などを整備するエリアにも位置付けられている川添東師内地区に新たな産業団地を整備する。</p> <p>場所 浪江町大字川添字東師内地区 面積 104,000 m² 立地が期待される業種 学術研究・専門技術サービス業（宇宙、医療機器、水素関連等）、情報通信業 等</p> <p>2 本事業の位置づけ</p> <p>○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）</p> <p>第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり</p> <p>施策 2 新たな産業と雇用の創出</p> <p>〈目指す姿と取組〉</p> <p>◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。</p> <p>〈施策の展開〉</p> <p>(2) 企業誘致の推進</p> <p>ア 町内での企業や大学の研究活動の推進 イ 企業誘致活動の強化</p> <p>○浪江国際研究学園都市構想（令和 6 年 3 月策定）</p> <p>目標 1 誰もが過ごしやすい まちづくり</p> <p>〈方向性②〉 地域と多様な主体の共生を促進する都市整備</p> <p>②-5 浪江国際研究学園都市の形成</p> <p>タウンセンター</p> <p>・産学官民連携のための施設や産業化に必要な施設などを適切に配置</p>						
当面の事業概要						
<p><令和 6 年度></p> <p>・基本計画、測量調査</p>						

<令和7年度> (今回申請)

- ・用地測量費
- ・地質調査解析費
- ・基本設計費

<令和7年度以降>

- ・不動産鑑定評価、補償費算定費

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

--

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	126	事業名	産学官連携施設整備事業	事業番号	(6)-47-2
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)	
総交付対象事業費		(233, 318 (千円)) 2, 804, 183 (千円)	全体事業費	(233, 318 (千円)) 2, 804, 183 (千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

震災と原発事故から 12 年が経過する中、令和 5 年 11 月末現在の町内居住人口は 2,130 人に留まっている。また、令和 5 年 3 月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域の再生や、今後進められる特定帰還居住区域の避難指示解除など、地域ごとの復興状況に合わせた生活環境の整備と産業の再生が求められている。

このような中、震災以降、企業・大学との連携協定の締結や、復興知事業・実用化開発補助金などを活用しながら、産学官が連携して様々な課題解決や技術開発を進めている。一方で、町内の民間建物の多くが震災により解体を余儀なくされているうえ、町が整備した貸事務所についても満床となっており、活動拠点の不足から、産学官連携による取り組みが限定的となっている。また、福島イノベーション・コースト構想の進展や浪江駅前で起業支援を行っている「ナミエシンカ」の取り組みなど、町内で起業・創業の機運が高まっている。

これらのことから、産学官連携の拠点となる施設の整備により大学や企業が本施設へ入居し、町内での活動を本格化させるとともに、大学間・大学と企業間の交流を促進することで新たなイノベーションを創出し、大学教員・従業員等の新規居住及び帰還・移住の促進に繋げることを目的とする。

これに加え、本施設の整備を契機として新たな産業を長期的に生み出す環境を構築することで、町民の帰還や移住定住の促進に加え、交流人口拡大による地元企業の事業再開や、交流人口が居住者に転じることによる人口増加に繋げていく。

事業概要

1 事業概要

(1) 基本情報

整備場所 浪江町大字権現堂字北深町 地内

敷地面積 8,138.67 m²

構造 木造 2 階建て

床面積 延床面積 2,899.17 m²

(2) 整備概要

貸事務所 (20.1 m²~75.64 m²) 24 室

多目的工房

事務スペース

会議室 (1 階、2 階)

フリーワークスペース

階段ホール

外構、駐車場 ほか

(3) その他

埋蔵文化財発掘調査 (権現堂条里制跡)

2 本事業の位置づけ

○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)

第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり

施策 2 新たな産業と雇用の創出

〈目指す姿と取組〉

◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベーションの実現に

向けた取組を推進します。

〈施策の展開〉

(2) 企業誘致の推進

ア 町内での企業や大学の研究活動の推進

イ 企業誘致活動の強化

〇まち・ひと・しごと創生浪江町総合戦略【第2期】(令和2年3月策定)

基本目標1 持続可能なしごとづくり

施策3 新たな産業の創出

◆施策3-1 イノベーション・コースト構想の活用

・震災アーカイブ拠点、国際産学官共同研究室、ロボット産業拠点等のイノベーション・コースト構想の拠点誘致を積極的に推進します。

当面の事業概要

<令和5年度>

・基本計画

<令和6年度>

・基本設計・実施設計、地質調査

<令和7年度>(今回申請)

・埋蔵文化財発掘調査

・解体工事

・建築工事(建築・電気設備・機械設備)

・建築工事施工監理

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの産業団地整備によって既存産業の再生と新たな産業集積を図り、雇用の場の確保を推進してきた。新たに中心市街地に産学官連携による産業の受け皿となる貸事務所の整備を行うことで、さらなる雇用を創出するとともに企業の帰還・新規立地を加速させることにより浪江町における帰還・移住等環境整備につながる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	132	事業名	浪江町室原産業団地整備事業（基金型）	事業番号	(6)-46-11
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(226, 227（千円）) 242, 626（千円）	全体事業費	(226, 227（千円）) 242, 626（千円）	

帰還・移住等環境整備に関する目標

浪江町では震災後 4 つの産業団地を整備し、浪江町復興計画【第三次】に掲げる“新たな産業と雇用の創出”に向けて企業誘致を進め、整備済み産業団地の大半は立地済み又は立地に向けて商談中となっており、現時点での空き区画は棚塩産業団地の 1 区画及び南産業団地の 5 区画のみとなっている。

また、現在造成工事中の“棚塩 RE100 産業団地”についても、脱炭素社会の実現に向けて RE100（再生可能エネルギー 100%）に賛同する企業からの問合せが寄せられている。さらには、イノベーション・コースト構想に基づく研究開発分野の立地や、特定復興再生拠点区域の避難指示解除や周辺地域の復興の進展に合わせ、比較的大きな面積を要する情報通信分野や物流関連産業の立地が期待される。

これらを踏まえ、新たな産業団地を整備し町内での切れ目ない産業創出につなげ、町民の帰還や移住の促進に繋げることを目的とする。

事業概要

1 事業の概要

大きな面積を要する情報通信分野や物流関連産業の企業からの引き合いがある状況下において、浪江町復興計画【第三次】や浪江町特定復興再生拠点区域復興再生改革において、物流や産業の拠点と位置付けられている室原字樋迫地内に新たな産業団地を整備する。なお、企業からの引き合いに早期に対応することを目的に、第一工区（約 14ha）を先行して整備する。

場所 浪江町大字室原字樋迫 外 地内

面積 約 57.8ha（うち第一工区約 14ha）

立地が期待される業種 運送業、郵便業、情報通信業、窯業・土石製品製造業、電気機械器具製造業 等

2 本事業の位置づけ

○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）

第 3 編 基本計画

第 1 章 夢と希望のある産業と仕事づくり

施策 2 新たな産業と雇用の創出

(2) 企業誘致の推進

〈目指す姿と取組〉

◆魅力ある仕事づくりのためには、町内に立地する研究・実証環境の発信と積極的な企業誘致を継続し、雇用の場の確保と地域経済の再生に取り組みます。事業者、大学等との連携による研究開発、実用化等のイノベ構想の実現に向けた取組を推進します。

〈施策の展開〉

ア 町内での企業や大学の研究活動の推進

イ 企業誘致活動の強化

第 3 章 帰還困難区域の再生と住みよい環境づくり

施策 1 帰還困難区域の再生

(1) 帰還困難区域の再生

〈目指す姿と取組〉

◆特定復興再生拠点区域室原拠点を、高速道路、幹線道路を中心とした物流・防災の要として、防災拠点や物流産業等の集積拠点として整備を推進します。

○浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画（平成 29 年 12 月 22 日 認定）

4. 各エリアの土地利用・事業内容等

<各エリア・施設等の土地利用の概要と整備の必要性>

室原地区（約 349ha）

【物流・産業ゾーン】

（概要）

- ・常磐自動車道 IC、国道 114 号、県道 34 号、35 号の結節点となっており、浪江町と他町村を結ぶ交通の要。道路の円環な通行を確保するための整備・適切な管理を進めるとともに、物流、産業拠点を整備する。

当面の事業概要

<令和 6～7 年度>

- ・用地費、補償費算定費
- ・測量設計費（測量調査費、基本計画策定費）

<令和 7 年度以降>

- ・地質調査費（今回申請）
- ・補償費
- ・測量設計費（実施設計費、確定測量費）
- ・造成費

地域の帰還・移住等環境整備との関係

これまでの地域経済を支えてきた産業は原子力災害により甚大な被害を受けた。避難した住民の帰町判断の一つである雇用の場の確保は当町の帰還再生のための喫緊の課題である。地域経済の立て直したために既存産業の再生と併せて新たな産業集積を図り相当数の雇用の場を確保すること、その新たな産業の受け皿となる産業団地整備を行うことで避難住民の帰還と新たな住民の定住促進に繋がり地域の再生を加速させる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	55	事業名	浪江町飲料水等安全確保支援事業	事業番号	(2) -19-1																																		
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	浪江町 (直接)																																			
総交付対象事業費		(268,437(千円)) 291,735(千円)	全体事業費	(268,437(千円)) 291,735(千円)																																			
帰還・移住等環境整備に関する目標																																							
帰還する町民が安心して生活するためには、放射性物質に対して安全・安心して利用できる飲料水及び生活用水の確保が必須である。浪江町では、上水道が整備されているところであるが、一部、井戸水や沢水を利用していた世帯があり、こういった方々が安心して帰還できるよう、井戸を整備することにより飲料水及び生活用水を確保する。																																							
事業概要																																							
放射線や放射性物質への不安を払拭し、安心して帰還できる生活環境を整えることを目的として、町内の上水道が供給されていない世帯のうち帰還意向のある世帯に対し、放射線を取り込まない措置として、新規の井戸掘削による安全・安心な飲料水及び生活用水の確保を実施する。																																							
当面の事業概要																																							
<table><tr><td><平成 28 年度></td><td><平成 29 年度></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯</td><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 5 世帯</td></tr><tr><td><平成 30 年度></td><td><令和元年度></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯</td><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯</td></tr><tr><td></td><td>・井戸掘削 (100m⇒150m)</td></tr><tr><td><令和 2 年度></td><td></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯</td><td></td></tr><tr><td><令和 3 年度></td><td></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 1 世帯)</td><td></td></tr><tr><td><令和 4 年度></td><td></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 6 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 4 世帯)</td><td></td></tr><tr><td><第 43 回分申請></td><td></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 2 世帯)</td><td></td></tr><tr><td><第 45 回分申請></td><td><第 46 回分申請></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯</td><td>井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯</td></tr><tr><td><第 50 回分申請></td><td></td></tr><tr><td>・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯</td><td></td></tr></table>						<平成 28 年度>	<平成 29 年度>	・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯	・井戸掘削及びポンプ設置工事 5 世帯	<平成 30 年度>	<令和元年度>	・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯	・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯		・井戸掘削 (100m⇒150m)	<令和 2 年度>		・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯		<令和 3 年度>		・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 1 世帯)		<令和 4 年度>		・井戸掘削及びポンプ設置工事 6 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 4 世帯)		<第 43 回分申請>		・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 2 世帯)		<第 45 回分申請>	<第 46 回分申請>	・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯	井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯	<第 50 回分申請>		・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯	
<平成 28 年度>	<平成 29 年度>																																						
・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯	・井戸掘削及びポンプ設置工事 5 世帯																																						
<平成 30 年度>	<令和元年度>																																						
・井戸掘削及びポンプ設置工事 3 世帯	・井戸掘削及びポンプ設置工事 4 世帯																																						
	・井戸掘削 (100m⇒150m)																																						
<令和 2 年度>																																							
・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯																																							
<令和 3 年度>																																							
・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 1 世帯)																																							
<令和 4 年度>																																							
・井戸掘削及びポンプ設置工事 6 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 4 世帯)																																							
<第 43 回分申請>																																							
・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯 (うち帰還困難区域内復興拠点 2 世帯)																																							
<第 45 回分申請>	<第 46 回分申請>																																						
・井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯	井戸掘削及びポンプ設置工事 1 世帯																																						
<第 50 回分申請>																																							
・井戸掘削及びポンプ設置工事 2 世帯																																							
地域の帰還・移住等環境整備との関係																																							
住民の帰還に向けて、放射性物質が飲料水、生活用水に混入する不安払拭のための措置を講じるものである。除染後においても、更なる生活環境の快適性と線量低減効果が同時に期待できるような、きめ細かい生活環境の向上を図ることにより、浪江町の復興・再生に資するものである。																																							
関連する事業の概要																																							
個人線量計による外部被ばく線量測定事業、WBC による内部被ばく検査事業などと併せて、放射線や放射性物質に対する帰還住民の不安の解消を図る。																																							

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	98	事業名	移住・定住情報発信事業	事業番号	7-49-1
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(12,384(千円) 14,752(千円)	全体事業費		(12,384(千円) 14,752(千円)
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、7 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 6 年 10 月末時点の町内居住人口は 2,254 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ約 1 割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>当町が持つさまざまな魅力を移住希望者にアピールし、移住・定住を促進するための PR 用ガイドブックを増刷し、移住に関する情報を効果的に発信する。また、昨年度も参加した移住に関する相談会やイベント等に出展し、より効果の高い情報発信活動を展開する。</p>					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)					
第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策 2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1)移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・人口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第 2 期)(令和 2 年 3 月策定)					
基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策 2-1: 移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策 2-2: 交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					

当面の事業概要																																																																	
<p><令和7年度></p> <p>1 ガイドブックの印刷【継続】</p> <p>現在のガイドブックを時点修正し印刷します。</p> <p>(1)掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガイドブック 696千円 <p>町の概要、暮らし情報、住宅情報、子育て・教育環境、仕事情報、移住者インタビュー、浪江町市街地マップによる町内施設名簿、交通アクセス、観光・特産品情報等</p> <p>(2)活用想定シーン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移住定住相談窓口、ふるさと回帰支援センター等県外移住相談窓口、浪江駅や道の駅なみえ等町内施設 等 <p>2 移住に関する相談会やオンライン相談会等イベント出展</p> <p>(1)出展予定イベント及び出展料・荷物配送料【継続】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>イベント名</th> <th>開催日数</th> <th>対応者</th> <th>会場</th> <th>イベント出展料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>東北移住&つながり大相談会</td> <td>1日</td> <td>相談窓口</td> <td>東京交通会館</td> <td>66千円</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>テーマから探す！移住フェア</td> <td>1日</td> <td>町</td> <td>東京交通会館</td> <td>66千円</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>ふるさと回帰フェア</td> <td>2日</td> <td>町</td> <td>東京国際フォーラム</td> <td>242千円</td> </tr> <tr> <td>エ</td> <td>福島くらし&しごとフェア</td> <td>1日</td> <td>相談窓口</td> <td>東京交通会館</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>オ</td> <td>移住・交流&地域おこしフェア</td> <td>2日</td> <td>町</td> <td>東京交通会館</td> <td>264千円</td> </tr> <tr> <td>カ</td> <td>浪江町移住セミナー（町単独開催）</td> <td>1日</td> <td>町</td> <td>東京交通会館</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>キ</td> <td>12市町村移住支援センター主催イベント</td> <td>2日</td> <td>町</td> <td>東京都</td> <td>0千円</td> </tr> <tr> <td>ク</td> <td>ふるさと回帰支援センター年会費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>ケ</td> <td>出展物品配送料 （5回（ア～カ）×5千円×2回（往復））</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)イベント出展旅費【継続】</p> <p>上記イ、ウ、オ、カ、キの出張旅費（ア、エは移住相談窓口委託先が参加）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウ、オ（3泊4日）（電車賃14,780円+宿泊費39,300円+日当10,400円）×3人×2回 387千円 ・イ（1泊2日）（電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×3人×1回 100千円 ・カ（スタッフ及び登壇者）（1泊2日）（電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×6人×1回 199千円 ・キ（1泊2日）（電車賃14,780円+宿泊費13,100円+日当5,200円）×1人×2回 67千円 <p>※ 町条例にて宿泊費は都内1泊あたり13,100円、日当は1日あたり2,600円と定めている。</p> <p>(3)浪江セミナーの登壇者報酬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登壇者報酬 9,400円×3人 29千円 <p>※ 町条例にて報酬9,400円と定めている。</p> <p>(4)イベント出展時消耗品【継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドブック配布用バッグ 200枚 87千円 ・ ウェットティッシュ 1000セット 70千円 <p><令和7年度></p> <p>継続して移住に関する情報発信の取組や、相談会等イベント出展を予定。</p>							イベント名	開催日数	対応者	会場	イベント出展料	ア	東北移住&つながり大相談会	1日	相談窓口	東京交通会館	66千円	イ	テーマから探す！移住フェア	1日	町	東京交通会館	66千円	ウ	ふるさと回帰フェア	2日	町	東京国際フォーラム	242千円	エ	福島くらし&しごとフェア	1日	相談窓口	東京交通会館	0円	オ	移住・交流&地域おこしフェア	2日	町	東京交通会館	264千円	カ	浪江町移住セミナー（町単独開催）	1日	町	東京交通会館	0千円	キ	12市町村移住支援センター主催イベント	2日	町	東京都	0千円	ク	ふるさと回帰支援センター年会費				50千円	ケ	出展物品配送料 （5回（ア～カ）×5千円×2回（往復））				50千円
	イベント名	開催日数	対応者	会場	イベント出展料																																																												
ア	東北移住&つながり大相談会	1日	相談窓口	東京交通会館	66千円																																																												
イ	テーマから探す！移住フェア	1日	町	東京交通会館	66千円																																																												
ウ	ふるさと回帰フェア	2日	町	東京国際フォーラム	242千円																																																												
エ	福島くらし&しごとフェア	1日	相談窓口	東京交通会館	0円																																																												
オ	移住・交流&地域おこしフェア	2日	町	東京交通会館	264千円																																																												
カ	浪江町移住セミナー（町単独開催）	1日	町	東京交通会館	0千円																																																												
キ	12市町村移住支援センター主催イベント	2日	町	東京都	0千円																																																												
ク	ふるさと回帰支援センター年会費				50千円																																																												
ケ	出展物品配送料 （5回（ア～カ）×5千円×2回（往復））				50千円																																																												
地域の帰還・移住等環境整備との関係																																																																	
<p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>																																																																	
関連する事業の概要																																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住相談窓口体制整備事業 ・ 移住検討者お試し宿泊事業 ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業 ・ 移住者向け住宅支援事業 ・ 起業家呼び込み・育成事業 																																																																	

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

No.	99	事業名	移住・定住相談窓口体制整備事業	事業番号	7-49-2
交付団体		浪江町	事業実施主体 (直接/間接)	直接	
総交付対象事業費		(92,254(千円) 110,016(千円)	全体事業費	(92,254(千円) 110,016(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ令和 6 年 10 月末時点の町内居住人口は 2,254 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ約 1 割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>当町への移住希望者のニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応するため、ワンストップで支援する相談拠点の設置をはじめ、様々な関連業務を一体的に取り組むことで、移住定住の推進を図る。</p>					
〈本事業の位置づけ〉					
○浪江町復興計画【第三次】(令和 3 年 3 月策定)					
第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策 2 移住・定住の推進					
〈目指す姿と取組〉					
◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。					
〈施策の展開〉					
(1) 移住・定住の促進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略(第 2 期)(令和 2 年 3 月策定)					
基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策 2-1: 移住・定住等施策の推進					
・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。					
・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。					
◆施策 2-2: 交流機会の創出					
・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。					
・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					

当面の事業概要	
<p><令和7年度></p> <p>1 移住定住相談窓口実施業務 17,762 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談対応 ・ 移住定住に関する情報収集及び整理 ・ 移住者獲得に向けた情報発信 ・ 移住フェア等イベントでの相談窓口業務 ・ 移住者交流会の開催 ・ 業務マニュアルの更新及びデータ整理 <p>2 人員体制</p> <p>相談員を2名配置するとともに、その他適切かつ十分な人員体制のもとで進める。</p> <p><令和8年度以降></p> <p>継続して実施予定。</p>	
地域の帰還・移住等環境整備との関係	
<p>移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。</p>	
関連する事業の概要	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 移住・定住情報発信事業 ・ 移住検討者お試し宿泊助成事業 ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業 <p>※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。</p>	
関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年1月時点

※本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	100	事業名	移住検討者お試し宿泊事業	事業番号	7-49-3
交付団体	浪江町		事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費	(15,994(千円) 22,570(千円)		全体事業費	(15,994(千円) 22,570(千円)	

帰還・移住等環境整備に関する目標

当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和6年10月末時点の町内居住人口は2,254人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。

事業概要

県外からの移住検討者が町内に安価に滞在できる環境を提供することで、浪江町をより知っていただき、移住・移転の増加に繋げることを目的とする。
短期間の宿泊(5泊以内)では町内宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を補助する。
長期間の宿泊(1ヶ月以内)では町営宿泊施設「福島いこいの村なみえ」のコテージ棟を活用した長期滞在費の一部を補助する。
また、レンタカー・レンタサイクルの利用補助により、移住検討者に浪江町の生活を体験していただく。移住検討者は、移住・定住相談窓口で移住計画書を提出し、フォローを受けることで移住前の不安解消に繋げる。

<本事業の位置づけ>

○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)

第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり

施策2 移住・定住の推進

<目指す姿と取組>

- ◆移住・定住を推進するためには、本町への興味・関心からはじまり、交流、体験、移住、定住につづくステップ・階層に合わせた施策が必要です。相談窓口を一層強化するとともに、住居取得に係る補助金など各種支援制度を継続して推進します。加えて、お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。
- ◆大学や各種団体と連携した交流機会の創出等を通じて、町への新規移住・定住者を増加させる仕組みづくりを推進します。

<施策の展開>

(1)移住・定住の促進

- ア 町への帰還支援
- イ 空き家対策の推進
- ウ 移住促進の情報発信・入口支援
- エ 移住者の定住促進支援

○浪江町総合戦略(第2期)(令和2年3月策定)

基本目標2 交流・関係人口の拡大、定住の促進

施策2 移住・定住を促進する仕組みづくり

- ◆施策2-1:移住・定住等施策の推進

- ・移住・定住、交流及び関係人口を創出・拡大するため、相談窓口の設置などの取組を推進します。
 - ・空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。
 - ・暮らしの情報や移住・定住支援施策など、町の魅力を積極的に発信します。
- ◆施策 2-2：交流機会の創出
- ・移住を積極的に受け入れ、新たな視点での町の振興を進めます。
 - ・NPO や各種団体と連携し、各種イベントなど若者が集う機会を創造します。

当面の事業概要

<令和7年度>

1 短期宿泊費補助

(1) 宿泊費低廉化に要する補助 450 千円 (2,500 円 : 180 泊分)

移住検討者が町内宿泊施設に利用した際に、宿泊費を 2,500 円割引。割引分を町内宿泊施設に補助する。

2 長期宿泊費補助

(1) 15 日間宿泊費低廉化に要する補助 834 千円
(一人利用 (67,000 円) : 10 回分、二人利用 (82,200 円) : 2 回分)

30 日間宿泊費低廉化の要する補助 4,172 千円
(一人利用 (134,000 円) : 25 回分、二人利用 (164,400 円) : 5 回分)

福島いこいの村なみえコテージ棟の月額宿泊費を設定。移住検討者は 15 日間宿泊の場合は 1 万円を自己負担、30 日間宿泊の場合は 2 万円を自己負担することとし、月額宿泊費との差額を福島いこいの村なみえに補助する。

(2) レンタサイクル配備に要する費用 20 千円 (維持管理費 : 4,000 円/台 5 台)

移住検討者に無料貸出し、町内散策に活用してもらう。

(3) レンタカー利用に要する補助 1,100 千円 (15 日利用 (55,000 円) : 4 回分 30 日額料金 (110,000 円) : 8 回分)

浪江観光レンタカーの移住検討者向けレンタカー料金を利用した場合、利用料金を補助する。

※ガソリン代は個人負担

<令和8年度>

継続して実施予定。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・移住定住情報発信事業
- ・移住定住相談窓口体制整備事業
- ・移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	118	事業名	移住者向け住宅支援事業	事業番号	7-49-8
交付団体		浪江町	事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費		(49,962 (千円) 65,270 (千円)	全体事業費	(49,962 (千円) 65,270 (千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6 年間の全町避難を経て、平成 29 年 3 月 31 日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和 6 年 10 月末時点の町内居住人口は 2,254 人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約 21,000 人に比べ約 1 割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>移住者が相双地方で就業又は起業し、町内不動産（拡充予定）が管理する賃貸住宅に入居する場合、家賃割引を最大 2 年間受けられる。</p>					
＜対象者＞					
<ul style="list-style-type: none">・ 平成 23 年 3 月 11 日時点で浪江町に住民票登録されていない人・ 令和 6 年 4 月 1 日以後に転入し、5 年以上定住する人・ 相双地方において就業または起業する人・ 相双地区、いわき地区に本店、または支店を有する不動産流通 4 団体（公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会、公益社団法人全日本不動産協会、一般社団法人不動産流通経営協会、一般社団法人全国住宅産業協会）に加盟する不動産管理業を営む事業者が所有、管理する民間賃貸住宅に入居し、家賃を支払う人					
＜本事業の位置づけ＞					
○浪江町復興計画【第三次】（令和 3 年 3 月策定）					
第 5 章 絆の維持と持続可能なまちづくり					
施策 2 移住・定住の推進					
＜目指す姿と取組＞					
◆（前略）お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。					
＜施策の展開＞					
(1) 移住・定住の推進					
ア 町への帰還支援					
イ 空き家対策の推進					
ウ 移住促進の情報発信・入口支援					
エ 移住者の定住促進支援					
○浪江町総合戦略（第 2 期）					
基本目標 2 交流・関係人口の拡大、定住の促進					
施策 2 移住・定住を促進する仕組みづくり					
◆施策 2-1：移住定住等施策の推進（抜粋）					
・ 空き家の紹介など各種支援制度や情報提供体制の整備を推進します。					
当面の事業概要					
＜令和 7 年度＞					
1 家賃割引に要する補助 15,308 千円					
補助額は、移住者が負担する月額家賃額から基準額（月額/37,000 円）を差し引いた額（上限 40,000 円）とする。当該補助を支給することにより、移住者の家賃負担の軽減を図り、移住に係る経済的支援を行う。					

令和7年度想定：56人

(R5年度交付決定者11人 R6年度交付決定者10人、R6年度見込み者5人 R7年度新規交付者25人)

単価については、令和6年度交付決定者の補助平均額が29,000円であることから、本単価を採択

対象者	人数	単価	合計
令和5年度交付決定者	11人	-	1,496千円
令和6年度交付決定者(11月末時点)	10人	-	3,372千円
令和6年度交付申請者(見込み)	5人	29,000円	1,740千円
令和7年度交付申請者(見込み)	25人	29,000円	8,700千円
合計			15,308千円

<令和8年度>

継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を呼び込むためには住まいは重要である。移住希望者は、賃貸住宅を希望する方が多いことから、家賃を補助する事業を実施。また、今年度からは対象要件を拡充し、より多くの移住者を呼び込む。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1 - 3)

福島県(浪江町)帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	119	事業名	浪江町起業家呼び込み・育成事業	事業番号	7-49-9
交付団体		浪江町	事業実施主体(直接/間接)	浪江町(直接)	
総交付対象事業費		(511,086(千円) 643,537(千円)	全体事業費	(511,086(千円) 643,537(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和6年10月末時点の町内居住人口は2,254人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ約1割の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要がある。</p>					
事業概要					
<p>浪江町移住・定住促進中期戦略において、ターゲット層1として復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人としてスタートアップ支援を掲げている。</p> <p>移住検討にあたっては移住先での就業先の確保が重要な要素となるが、現状町では、町内で活動する事業者に限られ移住者の就業先が十分とはいえない状況が続いている。また飲食店や小売店、理美容業など日常的なサービスを提供する事業者の不足等が課題となっており、庁内の居住環境を向上させ、移住者を呼び込むためには、その担い手となる人材の呼び込み・育成が急務となっている。</p> <p>加えて、町の活性化のためには移住者が移住者を呼び込む流れを創出することが重要であり、前進・発展する町のイメージ創出につながるスタートアップ起業家の呼び込み・育成や、起業の地としてのわかりやすい魅力の発信を継続的に行っていく必要がある。</p> <p>このような取組を、令和4年度に整備した駅前ワークスペースを活用しながら実施していくことで、町に賑わいをもたらす更なる活性化を図る。また、この事業で行う起業家の呼び込みや起業支援の取組を将来的には駅前に整備する移住相談・チャレンジ拠点を活用して継続していく。</p>					
<p><本事業の位置づけ></p> <p>○浪江町復興計画【第三次】(令和3年3月策定)</p> <p>第5章 絆の維持と持続可能なまちづくり</p> <p>施策2 移住・定住の推進</p> <p><目指す姿と取組></p> <p>◆(前略)お試し居住、お試し就労等新たな移住・定住支援施策の取組を行うとともに、暮らしの情報や独自の移住・定住支援施策など町の魅力を国内外に情報発信します。</p> <p><施策の展開></p> <p>(1)移住・定住の推進</p> <p>ア 町への帰還支援</p> <p>イ 空き家対策の推進</p> <p>ウ 移住促進の情報発信・入口支援</p> <p>エ 移住者の定住促進支援</p>					
当面の事業概要					
<p><令和7年度></p> <p>起業呼び込み・育成業務委託 132,451千円</p> <p>(1)ワークスペースの運営</p> <p>トレーラーハウスを活用して整備したワークスペースの運営及び利用の促進を行う。</p>					

(2) ローカル起業・事業化支援

当町で誕生した起業家による浪江町での起業の魅力やビジネス環境について情報発信及び体験してもらい、起業家の方に当町の魅力を知って頂く。

- ・ 起業相談オンライン窓口

起業に関する相談窓口を開設。令和 6 年度は本窓口で相談対応出来るようにしていたが、福島県や東北経済産業局の事業で同等の対応が出来ることが判明したことから、令和 7 年度については、一度相談を受けたうえで、適切な機関へ繋ぐ対応をする。

- ・ ネット配信（起業クロストーク）

オンラインによる浪江町の起業の魅力発信

- ・ フィールドワーク

浪江町内の起業の可能性について現地視察を行う

(3) スタートアップ支援

創業初期の起業家を対象とした伴走支援プログラムを実施する。プログラム期間は 3 カ月から 6 カ月に変更し、年 1 回開催とする。6 カ月の支援の中で町での起業の仮設検証を進めるほか、実際に町に滞在（1 カ月程度）してもらい、様々な人とつながることで当町の起業家として関係人口となってもらおうことを目指す。

(4) ブランド化・魅力向上

ブランドブックを活用した情報発信及び魅力向上のため、SNS 等を活用した情報発信

(5) 全体調整

(1)～(3)に関する全体調整や産学官民連携の検討・対応及び後年度の活動や負担の整理

<令 8 年度以降>

継続して実施予定

地域の帰還・移住等環境整備との関係

起業家の活動が、現在町に存在する様々な課題の解決を促進し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者にとっても帰りやすい町となり帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

- ・ 移住・定住情報発信事業
- ・ 移住・定住相談窓口体制整備事業
- ・ 移住相談・チャレンジ拠点整備事業

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号

事業名

交付団体

基幹事業との関連性

(様式 1-3)

福島県（浪江町）帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和 7 年 1 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	120	事業名	多様な農業の移住潜在層支援事業	事業番号	7-49-10
交付団体	浪江町		事業実施主体（直接/間接）	浪江町（直接）	
総交付対象事業費	(33,818(千円)) 50,219(千円)		全体事業費	(33,818(千円)) 50,219(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標					
<p>当町は、6年間の全町避難を経て、平成29年3月31日に一部地域の避難指示が解除された。役場機能を本庁舎に戻し、本格的な復旧・復興事業を進めてきたところ、令和5年11月末時点の町内居住人口は2,130人となっている。町内居住人口は着実に増えてはいるものの、震災前の約21,000人に比べ1割程度の状況である。震災前の賑わいを取り戻し、次世代にまちを残し、伝えていくためには人口の増加が必要であり、避難町民の帰還促進のみならず、新たな流入人口を増やし、移住・定住を促進する必要があると考え、令和7年度までに復興や地域課題の課題に対する意欲の高い就農を希望する移住潜在層の獲得目標人数を30人以上としている。</p> <p>なお、第三次浪江町農業再生プログラム（令和3年3月に策定）において、令和7年までの農業の担い手として、新規就農者25人以上、農業関連法人の雇用者数25人以上とする目標を掲げている。</p>					
事業概要					
<p>町が抱える農業担い手・後継者の不足という課題に対して、農業に関わる移住者（就農者、企業参入者等）を獲得するため、移住潜在層への働きかけ、町内の就農移住者の受け入れ環境整備を行う。</p> <p>【本事業の位置づけ】</p> <p>■浪江町復興計画【第三次】（令和3年3月策定）</p> <p>第1章 夢と希望のある産業と仕事づくり【施策1 農林水産業の再開】</p> <p>◆目指す姿と取組</p> <p>農産物、水産物、地酒、大堀相馬焼などの既存地場産品の他、新たな特産品として定着してきた花きやエゴマ商品などの安全性や品質の良さを様々な機会を捉え、積極的に情報発信するとともに、町内での農業体験ツアーや道の駅での陶芸体験・酒蔵見学など地場産品に触れる機会を創出することにより、風評被害払拭を図ります。</p> <p>また、地場産品を率先して町内で活用する取組を推進するとともに、大学等関係機関と連携して、特産品の開発支援や農林水産物の六次化支援などを積極的に行います。</p> <p>■第三次浪江町農業再生プログラム（令和3年3月策定）</p> <p>第4章 主要施策【主要施策その1「担い手の確保・育成体制の整備」】</p> <p>◆目指す姿と取組</p> <p>農地所有者の営農再開が定率で、将来において担い手が不足することが明らかであるなか、もともとの町内農家の営農への誘導、新規就農者の確保、外部法人への誘致に向けた事業を展開してきたが、より効果的な施策を考案し展開していくことが必要であり、農業を通じて移住・定住促進にも取り組みます。</p> <p>■浪江町移住・定住促進中期戦略（2021～2026）</p> <p>主な取組：5. 移住等の促進に資する主な取組</p> <p>町外の農業学校等と連携し、移住促進や多様な担い手、新たな営農に対する移住潜在層モデル創出のためのプログラム開発を実施していく。</p> <p>ターゲット層：3 まちが獲得したい層</p> <p>（ターゲット層1）復興や地域課題の解決に対する意欲が高い人</p>					
当面の事業概要					
<p>【令和7年度】</p> <p>・委託料：16,401千円</p> <p>・実施時期：2025年5月～2026年3月</p> <p>（1）就農移住者および関係人口確保に向けた教育プログラム支援</p> <p>農業大学校や大学農学部を学生を対象としたツアーを開催（3回）し、浪江町の農業を実際に視察、町農業者と交流を持ち、町の課題解決のためのアクションプランづくりを実施する。</p> <p>（アクションプランの例）</p> <p>循環農業、ソーラーシェアリング、農家シェアハウス、商品開発・マーケティング、農業ボランティア他</p> <p>【目標】浪江町への就農・移住（雇用・独立）・関係人口の獲得を目指す。</p> <p>就農移住者3名獲得、2つ以上の学校の学生との提携</p>					

(2) 多様な農の担い手獲得に向けた新たな営農モデル構築事業

ツアー等で作成されたアクションプランを踏まえ、町内への移住就農者を促進するための営農モデルを構築する。

① 営農型発電及び二拠点農業モデル構築 — (株)浪江の大地

令和6年に体制整備、営農型太陽光発電の導入の最適作物の検証、設備整備を行った。

令和7年度は売電と自家利用のシュミレーションを行い、ビジネス化の可能性を検証する。

② トルコギョウ栽培ハウス環境制御・運転自動化システムの構築 — 関口卓磨氏 (Farm Eolica)

令和6年度に行ったシステム設計により、令和7年度は環境制御・運転自動化システムの実証を開始する。また、町内の農業組合、農家への横展開を行う。

③ 農福連携による観光農園事業のモデル構築 — (株)大黒農園

人を呼び込むことのできる観光農園と、障がいをもつ移住者の働く場の創出を掛け合わせ、ビジネス化することを目的に、先進事例を参考とした「農福連携による観光農園」の浪江町モデルの構築を目指し、地域との調整、栽培実証実験等を開始する。

(3) 農業ビジネスにおける起業家誘致及び農家・農業法人・企業との連携促進事業

農業と地方創生や被災地復興に真摯な関心を持つ、都心の企業人や起業家志望や MBA 学生を対象にツアーを開催(2回)し、住環境や F-REI や復興牧場など町の現在の発展状況への知見を深めてもらうとともに、町農業者との意見交換等を通じて町農業の課題抽出を行い、ツアー参加者が考える課題解決のためのアクションプランを作成する。さらに、それらのアクションプランと町農業者及び関係機関(復興牧場、F-REI 等)とのマッチングを図る。

【目標】 今後期待される F-REI や福島イノベ機構との産学官の事業連携の土台となる仕組みを作る。

起業家移住 1 名・企業間連携 10 件以上

(4) 就農移住者向けの浪江町における受け皿づくり促進事業

浪江町が、就農者に選ばれる移住先となるためには、地域農業者の組織の再編、若者が参入し定着しやすい地域コミュニティづくり、加えて魅力的な栽培品目の拡大、スマート農業や稼げる営農モデルの構築等への地域での一体となった取組が必要となる。そのため、地域の農業者に対して、「農地継承」「若者の就農者の受け入れノウハウ」「稼げる農業」等をテーマにした研修(1回)、「研修や雇用、事業継承の実現に必要なほ場環境の整備」等をテーマにした現地研修(2地域で計2回)を開催することで、若手の新規就農移住者に選ばれる地域づくりを目指す。

【実績】

令和5年度に浪江町で新法人を設立し、半農半X・二拠点居住で新規に10名での就農が始まり、うち1名は浪江町に移住した。また令和6年度には前年度プログラム参加者が浪江町に移住し、果樹・麦類作での営農を開始した。これ以外にも、浪江町での生産と販路をつなぐ営農ビジネスでの参入、果樹や園芸作物での移住相談等があった。

地域の帰還・移住等環境整備との関係

移住者を積極的に受け入れることで居住人口が増加し、賑わいのある安全・安心な町内生活環境の創出につながることで、帰還検討者、新規就農者、営農拡大等を検討している農業者に対しても手厚い支援制度を展開しており、併せて帰還促進効果も期待できる。

関連する事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	